

清水町使用料等審議会会議録（要約）

と き：令和5年10月26日

ところ：役場 2階 庁議室

出席委員 梶 竹征委員（会長）、浪江稔昌委員、中嶋真弓委員、鎌田弥生委員、近藤裕樹委員、伊藤広喜委員
（欠席 中村小雪委員、森井澄江委員）
副 町 長 山本 司
説 明 員 町民生活課 奥田課長
事 務 局 総務課 神谷課長、佐藤課長補佐、宮下財政係主査、名波財政係主事
傍 聴 者 なし

開会 18時00分

【副町長あいさつ】

山本副町長 皆様にはお忙しいところ、委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。使用料等審議会では国の制度改正や政策充実のため、様々な料金につきまして、改正案をご審議いただいております。また、本日は北海道の統制額の改定による公衆浴場入浴料の改正をご審議いただく予定でございます。皆様からのご意見を賜りながら料金の見直し等を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員紹介】 （改選後、初めての審議会となることから神谷課長から各委員の氏名を紹介）

【職員紹介】 （神谷課長より出席職員の紹介）

【使用料等審議会の概要説明】

佐藤補佐 清水町使用料等審議会概要につきましてご説明いたします。

この審議会につきましては、本町の様々な料金、公共施設の使用料、学校給食費などを改正する場合、または、町民の方などからご負担いただく料金を新たに設ける場合に、審議会に提案しご意見を伺うという組織となっております。委員につきまして、10名以内で組織しており、今回8名の委員をお願いしたところでございます。なお、公募につきましては、お知らせ版などで行いましたが応募者は無かったところでございます。任期につきましては2年間でございます。それから、審議会には会長を置くということ、会長の指定により会長代理を置くということになってございます。審議会の開催は委員の半数以上が出席しなければ開催できないこと、また、出席委員の過半数で賛否について決することとなっております。

次に委員名簿でございます。今回の8名の委員の方々のお名前と任期の期数につきまして記載してございます。委嘱期間につきましては、令和7年2月19日までとなっております。

また、審議会委員につきましては、町の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例により報酬と費用弁償につきまして、規定に従って支出させていただくことになってございます。また、北海道町村職員の公務災害補償等に関する条例というものがございまして、委員が来る途中、帰る途中で万一事故等があった場合は公務災害補償の適用対象となっております。

それから、本町では情報公開の趣旨に基づき、審議会につきまして傍聴、開催をホームページで情報公開しており、本日の審議会につきましても傍聴が自由となっておりますこと、審議会の会議録は役場1階のまちづくり情報コーナーや町のホームページで後日公表をさせていただくことを予めご承知おきください。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

【 会長の互選及び会長代理の指定について】

山本副町長 それでは、次第によりまして、会長の選出ということでございますが、審議会条例第4条において、会長は互選、会長代理は会長が指定となっております。
会長の互選ですが、どのように選出するかお諮りいたします。

浪江委員 事務局に案があれば提示していただければと思います。

山本副町長 ただいま、浪江委員から事務局案についてあればとのご発言がございました。
お諮りいたします。皆様よろしいでしょうか。

(各委員より、「はい」との声あり)

山本副町長 では、事務局案を提示してください。

神谷課長 事務局案として、前任期において会長をお引き受けいただいております、梶委員に引き続きお願いしたいと考えております。

山本副町長 事務局より梶委員に引き続き会長をとの案がありましたが、皆様よろしいでしょうか。
(各委員より、「はい」との声あり)

山本副町長 では、梶委員に会長職をお願いいたします。

(梶委員は会長席へ移動)

山本副町長 それでは会長よりご挨拶をお願いいたしますとともに、会長代理のご指名をお願いいたします。

梶 会長 ただいまご指名をいただきました梶でございます。大変不慣れなところがございますが、委員の皆様のお力添えをいただきながら審議会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長代理の指名でございますが、浪江稔昌委員にお願いしたいと思います。浪江委員よろしく
お願いいたします。

(浪江委員、了承)

山本副町長 会長に 梶 竹征 委員、会長代理に 浪江 稔昌 委員 を選出いたしました。どうぞよろしく
お願い申し上げます。

【 諮 問 】 (山本副町長は諮問書を朗読の上、梶会長へ渡す)

(山本副町長退室)

【 審 議 】

公衆浴場入浴料の改正について

梶 会長 最初に、事務局より説明を受けた後、今回諮問を受けた1項目の審議に入りたいと思います。
内容を説明してください。

神谷課長 (配布資料について説明)

佐藤補佐 (当日追加資料について説明)

奥田課長 (配布資料「令和6年度使用料等改正案の概要」及び当日追加資料について補足説明)

梶 会長 ただいまご説明をいただきましたが、委員の方よりご意見ご質問等承りたいと思います。

梶 会長 改正するとなると、いつから？

奥田課長 今回の審議会にて了承いただければ、予定としては12月に条例改正し、令和6年4月1日から新しい料金に改正していききたいと思います。

梶 会長 北海道公衆浴場入浴料統制額に全道で統一されている？

奥田課長 スーパー銭湯等の娯楽施設は公衆浴場ではないので、料金はそれぞれ異なります。公衆浴場や民間の銭湯等は基本的に統制額に合わせているのが現状です。

鎌田委員 子供は今まで料金据え置きだったが、大人の10円値上げだけでは足りないということ？

奥田課長 12歳未満の料金は10年以上据え置きでした。北海道の施策になるので詳細の説明はできないですが、大人は昨年30円値上げしており、物価高騰等もあるため12歳未満も含めて値上げしたいということだと思います。過去の料金改定は4～5年に一度でしたが、燃料費等の高騰もあり銭湯の経営を圧迫しており、2年連続の統制額の値上げとなっています。

梶 会長 他にご質問等はございませんか？
(各委員より「なし」との声あり)

梶 会長 それでは、議案の内容のとおり、公衆浴場入浴料の改正につきまして、北海道公衆浴場入浴料統制額に合わせて改正するというところでよろしいでしょうか？
(各委員より「はい」との声あり)

梶 会長 審議項目の1項目について、料金の改正は適正であると答申していきたいと思います。よろしいでしょうか？
(各委員より「はい」との声あり)

梶 会長 それでは、準備等がありますので、暫時休憩とさせていただきます。

(山本副町長入室)

【答 申】 (梶会長は答申書を朗読し、山本副町長へ手渡す。)

山本副町長 ただいま、答申をいただきました。原案通り決定ということで、誠にありがとうございます。この後につきましては、12月の町議会を経て、来年4月1日からの施行を進めてまいります。本日はご審議いただきありがとうございます。

【会長あいさつ】

梶 会長 委員の皆様のご協力のもと、速やかな答申をすることができました。大変ありがとうございました。

閉会 18時25分